

「自治基本条例」に関する提言書（素案）について

公明党

色々検討させていただいた結果、おおよそ素案のままでいいのではないかと考えます。

1. 市民投票の7項目の市民投票実施については、「4分の1以上の者」でいいのではないかと思います。市民投票そのものは、住民による重い判断であることなどから、4分の1以上が妥当なのではないかと考えます。
2. 条例の見直しについて、「5年ごとに見直さなければならない」を「5年を目途に、また必要に応じて」とし、柔軟性を持たせてはどうか。

「自治基本条例」に関する提言書（素案）について

自民クラブ

- 1 基本的に素案でよろしいかと考えています。

「自治基本条例」に関する提言書（素案）について

光友クラブ

1. 条例の見直しについては、「5年ごとに」ではなく、「5年を目途に」にする。5年に限らず必要があったときは見直しができるように。
2. 基本的には、（素案）で結構です。

「自治基本条例」に関する提言書（素案）について

会派「毘風」

今回提言がありました「自治基本条例」の素案につきましては、よくまとめられていると考えます。

- 1 「住民投票」における発議案件としての「4分の1以上」は、「非常設型」か「常設型」かの意見が分かれていたことを踏まえれば、ハードルを高くしていただいたことと理解します。
- 2 条例の見直しを「5年ごとに」されたのは、市長への責務としての期限であり、軽微な改正は当然いつでも可能と理解しています。

自治基本条例市民会議の条例素案について意見

政新

1. 全体の構成

全体の構成は、盛り込むべき内容にはほぼ網羅されていると思います。

- ・P 2全体構成図で、10の最高規範性は、1. 総則の次にもってきただどうか。
- ・「4. 市長等」から「8. 市民投票」まで点線が記載されているが、どのような意味があるのか。入れるのであれば「2. 市民」から入れるべきでないのか。逆に、5-6-7の点線は、いらないのでは。

前文

少し長いように思うが、完結にまとめられていると思う。説明文にもあるように、「条例制定の宣言」の部分でインパクトが弱いのでは。

P 4

1. 総則（2）定義

- ・「(5) 協働」の中で、「市政運営の公共的な目的を果たすため～」とあるが、協働は、市政運営に限らないと思います。協働については、「(4) 自治の基本原則」の中で、「公共的課題の解決にあたること」「7. (1) 協働」でも「公共的課題の解決に当たり～」述べられており、修正をしたらどうか。

P 6

(4) 自治の基本原則

- ・「(2)市民参画の原則」となっているが、説明文でも、参画する機会を等しく保障するとしており、「参画機会の保障」とし、男女共同参画も含めた機会均等づくりを原則にしたらどうか。市民参画の中身は「7. (2) 市民参画」で規定される。
- ・「(4)多様性の原則」も全体から見た多様性ではなく、さらに一步踏み込んだ個性の尊重を原則とすべきで、「個性の尊重と相互理解の原則」に変更したらどうか。

P 16

5. 市政運営 (9) オンブズパーソン

①の記述は、オンブズパーソンの規定に当たらない。単に市政運営の苦情に対処する内容であり、再考願いたい。

P 25

6. 都市内分権 (1) 地域自治区

- ・大項目「都市内分権」の中で「地域自治区」しか中項目がないのであれば、「5. 市政運営」の中に含めてはどうか。
- ・都市内分権ではなく、地域の主体性を基にした「地域自治」を確立していくことが大事であると考えるならば、「地域自治あるいは、地域主権」などの名称に変更したらどうか。
- ・④⑤は、基本条例で規定する必要がないと思いますので削除すべきと思います。

P 35

11. 改正等 (1) 条例の見直し

- ・説明文の中で、「～総合計画に準じて5年に一度行うものとし～」としているが、総合計画の見直しは5年ごとに必ず行われるわけでもない。また、同時期に実施するわけでもない。紛らわしい表現は変えた方が良いと思う。

以上

自治基本問題調査特別委員会

〔創風クラブからの提言書（素案）への意見〕

* 8 市民投票→ページ30

(1) 「市民投票」

8 市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で～～～とあるが、「年齢満18歳以上の市民で」を削除しては？（高校生の対応をどう考えるか。）

* 10 「最高規範性」→ページ34

◎他の条例の解釈、運用にあたって、本条例の「遵守」・「尊重」・整合性を記載しているが、「最高規範性」の位置づけが不透明でないか

* 11 「改正等」→ページ35

(1) 条例の見直し

①市長は、5年ごとに、この条例の内容を経済社会情勢の変化に照らして、見直さなければならない。を次のようにしては？→「5年ごとに」を削除して ↓

①市長は、この条例の内容を経済社会情勢の変化に照らして、必要と思われる場合は、見直さなければならない。

(2) 改正手続

本文中、～～～あらかじめ広く市民の意見を聞く～～～とある。

下段「説明」文、ただし書きの項中、～～執行機関である市長の権限濫用を防止する観点から～～は、不用と思うが？

自治基本条例提言書（素案）への意見

市政会議

○前文：文中に「共生」の文言を加えるべきである。21世紀社会の普遍的キーワードの1つであり、新市建設計画の将来都市像のキーワードでもある。文中に新市建設計画の basic concept は入っているが、将来都市像は入っていない。少なくとも将来都市像を代表するキーワードである「共生」は、何らかの形で入れ込むべきである。

○前文：「自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して、」の後に、「新しい自治体の設立を宣言するとともに」、または「自治体の新たな出発を宣言するとともに」等の表現を加えるべきである。この条例の制定は、市民主権に基づく新しい（眞の）自治体に脱皮するという歴史的意義を持っており、それを市民自ら宣言することは極めて重要である。

○1 総則- (1) 目的：「自主自立のまちの実現」は手段であり、最終的な目的は、「全ての市民の幸福感や充実感があふれる社会の実現」ではないか。そのような趣旨の表現を加えるべきである。

○2 市民- (1) 市民の権利：最初に下記「」の内容を追加する。主権者である市民の直接民主主義の諸権利は自治の大前提であり、まずそれを体系的に明らかにしておくことが重要である。

「①市民は、主権者として、この条例及び地方自治法に定める範囲において、次に掲げる権利等を有し、必要に応じこれを行使することができる。

- (1) 市長又は市議会議員に立候補し、及び選挙する権利
- (2) 市議会及び市長等に請願する権利
- (3) 条例の制定・改廃の請求の権利
- (4) 市民投票の請求又は発議の権利
- (5) 議会の解散、又は市議会議員及び市長の解職の発議の権利
- (6) 住民監査請求及び住民訴訟の権利」

○3 市議会及び4市長等：地方自治の二元代表制であるから、ある程度「対」

になるような整合の取れた表現にしたほうが良い。

例えば「市長の権限」では「市民の代表として」という文言があるが、「市議会の権限」には無い。反対に「市議会の権限」では、「議事機関として」とあるが、「市長の権限」に「執行機関として」が無い。「市議会の責務」では、「私たちのまち～」という表現があるが、「市長の責務」には無い。逆に言うと、「市議会の責務」にだけ、「私たちのまち～」という他の条文にないフレーズが使われている。

○3 市議会- (2) 市議会の責務-①- (1)：「市民の代表として」は市議会の立場を示すものであり、「意思決定」は「市としての意思決定」とすべきである。

○5 市政運営：(4) 情報共有・説明責任、(7) 審議会等、または別立てで、「会議の公開」及び「会議録等の提供」について規定する。

○5 市政運営- (7) 審議会等：「複数委員会兼務の制限」と「女性委員のクオーター制の努力義務」について規定する。

○5 市政運営- (9) オンブズパーソン：「オンブズパーソン等」とし、①と②を入れ替える。

○5 市政運営- (13) 政策法務：市長が制定を専権するものは規則であり、「条例等を制定する権限」という表現は誤解を生むので、工夫が必要である。

○6 都市内分権- (1) 地域自治区-③：「事務所」は、条例規定と 13 区と旧市で、どのように整合をとるか、明らかにする必要がある。

○7 協働・市民参画等- (3) コミュニティ-①：コミュニティの定義については、あまりにも幅広過ぎるので「地域に関わりながら」を加えたらどうか。また「団体」とすると、「組織」のイメージが強いので、「集まり」や「つながり」のイメージを持たせて「集団」としたらどうか。つまり「多用な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域に関わりながら活動

する市民の集団」とする。

○8 市民投票- (1) 市民投票-7：発議の成立要件が「請求権者の総数の 4 分の 1 以上」というのは、厳しすぎるばかりでなく、制度矛盾を来すと言える。理論的には、発議数が賛否の決定数と同数になりうる。（一般的に請求権者の総数の 2 分の 1 以上で市民投票が成立し、そのうちの 2 分の 1 以上で賛否が決定するので、合わせて 4 分の 1 以上で決定する。）。身分を剥奪するような強制力を持たない制度で、そこまで発議のハードルを高くすることには問題が残る。したがって「5 分の 1 以上」とする。

○11 改正等- (1) 条例の見直し：「5 年ごとに」を「5 年を超えない期間ごとに」とする。「5 年に限らず必要に応じてできる」とこと、「長くとも 5 年以内に」ということを整合させた表現である。

○11 改正等- (2) 改正手続：市民も市議会も改正を提案（請求）することはできるので、最初に「市民、市議会」を加える。また、最高規範としての民主的な手続きを担保するため、「あらかじめ広く市民の意見を聴くために」の次に「市民投票を発議し、又はその他」を入れる。「又はその他」を入れることにより、改正内容に応じて市民投票以外の手法も取れることから、「素案」の趣旨は変わらない。さらに、最高規範にふさわしいより厳格な扱いをするために、②として、「この条例の改正は、市議会における出席議員の 3 分の 2 以上の賛成により行わなければならない。」を追加する。

○細かい点

- ・ 前文（上から 3~4 行目）：「私たちに最も身近な自治体と、そこで自治の在り方を今一度考える契機となりました。」の「私たちに」は「身近な」にかかるのか「考える」にかかるのか、まぎらわしい。「考える」にかかるなら「考えさせる」になる。「身近な」にかかるのだとしても、やはりどこかに「私たちが（に）」は必要である。
- ・ 前文（下から 3 行目）：「進めていくことが何より 必要となります。」「も」が入った方が良い。

- ・ 1 総則- (2) 定義- (5)：「対等なものと尊重する」。言い回しがおかしい。
- ・ 5 市政運営- (8) パブリックコメント①及び (12) 外部監査①：「議会」
→ 「市議会」。

市民クラブ

1、前文

文中に「共生」の文言を加えるべきである。

新市建設計画の“新しいまちの将来像”……海に山に大地に なりわいと文化あふれる
共生都市上越と基本理念に入っている。

2、前文

14市町村が合併し新たに広域な上越市の誕生と市民主権・市民自治に基づく新たな自
治を築く出発点として意義がある文章をいれる。

3、1 総則 (1) 目的

「自主自立のまちを実現」するのは、最終目的ではない、最終的な目的は、「市民が幸福
感、充実感を実感できるまち」ではないか。そのような趣旨の表現を加える。

4、2 市民 (1) 市民の権利

最初に下記「」の内容を追加する。主権者である市民の直接民主主義の諸権利
を明らかにしておく。

「1、市民は、主権者として、この条例及び地方自治法に定める範囲において、次に
掲げる権利等を有し、必要に応じこれを行使することができる。

(1) 市長又は市議会議員に立候補し、及び選挙する権利。

(2) 市議会及び市長等に請願する権利。

(3) 条例の制定・改廃の請求の権利。

(4) 市民投票の請求又は発議の権利。

(5) 議会の解散、又は市議会議員及び市長の解職の発議の権利。

(6) 住民監査請求及び住民訴訟の権利。」

5、5 市政運営 (4) 情報共有・説明責任、(7) 審議会等

別立てで、「会議の公開」及び「会議録等の提供」について規定する。

6、5 市政運営 (7) 審議会等

「複数委員会兼務の制限」と「女性委員のクオーター制の努力義務」について規定

する。

7、5市政運営 (13) 政策法務

市長が制定を専権するものは規則であり、「条例等を制定する権限」という表現は誤解を生むので、工夫が必要。

8、6都市内分権 (1) 地域自治区 3

「事務所」は、条例規定で、13区と旧市で、どのように整合をとるか、明らかにする必要があるのでないか。

9、8市民投票 (1) 市民投票 7

発議の成立要件が、「請求権者の総数の4分の1以上」というのは、厳しすぎる。一般的には、請求権者の総数の2分の1以上で市民投票が成立し、2分の1以上で賛否が決定するので、併せて4分の1以上で決定する。請求権者4分の1以上の整合を図る必要があるので、発議のハードルを高くすることには問題がのるので「5分の1以上」とする。

10、11改正等 (1) 条例の見直し

「5年ごとに」を「5年を超えない期間ごとに」とする。

11、11改正等 (2) 改正手続

「市民」も改正を提案（請求）することができるのでその規定を設ける。

「この条例の改正は、市議会における出席議員の3分の2以上の賛成により行わなければならない。」を追加する。

自治基本条例に関する提言書(素案)について

日本共産党議員団（文責・橋爪）

1. 前文について

- ① 3行目の「しかし」は適当でない。「そうしたなかで」の方がいい。
- ② 同じく3行目の「少子化・高齢化の急速な進展」は「少子高齢化の急速な進展」にする。
- ③ 「上越市らしさ」を表現する言葉が欠かせない。歴史上の人物を入れるか、合併の記述の中に「地域自治区」「地域協議会」を入れたらいい。

2. 「2 市民 (1)市民の権利」

原案

- ② 市民は、市が提供するサービスを享受することができる。

改定案

- ② 市民は、市が提供するサービスを平等に享受することができる。

理由

単に享受できるだけではなく、「平等」であることが大切。

P 8最下段に、「市が提供するサービスを平等に享受することができる」ことを明らかにするものです」という記述もある。

3. 「3 市議会 (1)市議会の権限」

原案

市議会は、…市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法…

改定案

市議会は、…市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、また市政運営を監視するため、地方自治法…

理由

(2)市議会の責務にも「市政運営の監視機能」が掲げられている。

市民の意思の反映だけだと、「地域協議会があるので議員の数を減らせ」という議論に対抗できない。

4. 「5 市政運営 (1)基本原則」

原案

- ②「施策を戦略的に展開するとともに」を

改定案

- ②「施策を積極的に展開するとともに」

5. 「5 市政運営 (3)財政運営」

原案

②市長は、…財政状況に関する情報を市民に…

改定案

②市長は、…財政状況に関する情報を市民と市議会に…

理由

議会に提示することは、市民に公表する前提ですが。

6. 「5 市政運営 (8)パブリックコメント」

① の中の「条例等を議会に提案し」は「条例等を市議会に提案し」にする。

「議会」は他にもあるが、「市議会」に統一したほうが良い。

7. 「5 市政運営 (16)危機管理」

①③の中の「対応」は「対処」だと思うが…。

8. その他

この間の市長の答弁の中に何度か、「住民投票は、市民の意見が二分していて判断ができない時に、市民の意向を知るために住民投票を行う」という趣旨の発言が出てきます。この考え方は、「8 市民投票」に示されている考え方(市民、市議会、市長の三者が対等に発議の権限を持つ)とは異なります。こうした異論を生じないような記載が必要かと思います。